

○筑波大学大学院特別研究派遣に関する法人細則

平成17年7月7日
法人細則第22号

改正 平成23年法人細則第27号

平成24年法人細則第14号

令和 元年法人細則第11号

筑波大学大学院特別研究派遣に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学大学院学則(平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。)を実施するため、大学院学則第32条第1項に規定する特別研究派遣について必要な事項を定めるものとする。

(他の大学の大学院等との協議)

第2条 大学院学則第32条第1項に規定する他の大学の大学院等との協議は、次に掲げる事項について、学術院運営委員会(グローバル教育院に置く学位プログラムにあつては教育院会議)(以下「学術院運営委員会等」という。)の議を経て、学長が行うものとする。

- (1) 研究指導計画
- (2) 対象となる学生数
- (3) 研究期間
- (4) 授業料等
- (5) その他必要な事項

(特別研究派遣の手続)

第3条 前条の協議が成立した他の大学の大学院等において研究指導を受けることを希望する学生は、学術院長(グローバル教育院に置く学位プログラムにあつては教育院長)(以下「学術院長等」という。)に対し、当該他の大学の大学院等が定める書類及び別に定める特別研究派遣願を提出しなければならない。

(特別研究派遣の許可)

第4条 前条の願い出があったときは、学術院長等は、学術院運営委員会等の議を経て、当該他の大学の大学院等に依頼し、その承認を得て、特別研究派遣を許可する。

(研究報告書等の提出)

第5条 特別研究派遣学生は、研究指導の期間が終了したときは、別に定める研究報告書及び他の大学の大学院等の長が交付する別に定める研究指導状況報告書を、学術院長等に提出しなければならない。

(研究指導の認定)

第6条 特別研究派遣学生が他の大学の大学院等において受けた研究指導は、前条で提出された研究報告書及び研究指導状況報告書に基づき、学術院運営委員会等の議を経て、本学における課程修了に必要な研究指導の一部として認定することができる。

(特別研究派遣の許可の取消し)

第7条 学長は、特別研究派遣学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該他の大学の大学院等の長との協議により、特別研究派遣の許可を取り消すことができる。

- (1) 研究指導計画の完了の見込みがないと認められるとき。
- (2) 特別研究派遣学生として当該他の大学の大学院等の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他特別研究派遣の許可を取り消すべき行為があると認められるとき。

2 学長は、前項の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、当該学生に対応する学術院運営委員会等の意見を聴くものとする。

附 則

- 1 この法人細則は、平成17年7月7日から施行する。
- 2 この法人細則の施行の際現に特別研究派遣学生である者については、この法人細則の規定により許可されたものとみなす。

附 則 (平23.9.29法人細則27号)

この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平24.4.17法人細則14号)

この法人細則は、平成24年4月17日から施行し、改正後の筑波大学大学院特別研究派遣に関する法人細則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (令元.12.26法人細則11号)

(施行期日)

- 1 この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則(令和元年法人規則第15号)附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科及び当該研究科の研究科長に係る第2条から第6条まで及び第7条第2項の規定の適用については、この法人細則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。